五霞町職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第１条　この告示は，公益通報者保護法(平成16年法律第122号）に基づき，職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより，公益通報をした者の保護を図るとともに，公正かつ透明な町政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　職員等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　地方公務員法(昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員で非常勤であるもの（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当する者に限る。）

イ　町から事務若しくは事業の委託を受け，又は当該事務若しくは事業に従事する者

ウ　町の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員又は当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者

エ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号）に基づき，町に派遣された者で当該派遣業務に従事していた者

オ　町長，副町長及び教育長

カ　公益通報の日前1年以内にアからオまでのいずれかに該当していた者

(2)　公益通報　職員等が町の事業に関し，次のいずれかに掲げる事実(以下「通報対象事実」という。）が生じ，又はまさに生じようとしていると思料するときに行う通報をいう。

ア　法令(条例，規則等を含む。）に違反又はこれに至るおそれのある事案

イ　人の生命，身体，財産若しくは生活環境を害し，又は害するおそれのある事案(アに掲げるものを除く。）

ウ　その他町民全体の公益に反するおそれのある事案

(3)　通報者　公益通報をした職員等をいう。

（公益通報の方法）

第３条　公益通報は，五霞町職員等公益通報書(様式第1号）により第5条第1項に規定する職員等通報窓口に行うものとする。この場合において，公益通報の事実を証明する証拠書類がある場合は，五霞町職員等公益通報書に添付するものとする。

２　職員等は，公益通報を行う場合は，実名によらなくてはならない。ただし，通報対象事実を証明する確実な資料を示して通報を行うときは，この限りでない。

３　職員等は，公益通報について，町政運営の適正化に資するために行うものとして，誹謗中傷，私利私欲等の不正な意図又は私憤，敵意等個人的な感情によりこれを利用してはならない。

４　第1項の規定にかかわらず，職員等は，勤務条件に関する事案については公益通報をすることができない。

(通報者の責務）

第４条　通報者は，客観的かつ具体的な根拠に基づき，誠実に公益通報を行わなければならない。

２　通報者は，他人に損害を加える目的，不正の利益を得る目的その他の不正な目的で公益通報を行ってはならない。

(職員等通報窓口）

第５条　公益通報を取り扱うため，職員等通報窓口を副町長とする。

２　職員等通報窓口は，次に掲げる事務に従事する。

(1)　公益通報の受付に関すること。

(2)　通報対象事実に係る事務を所掌する部署との連絡調整に関すること。

(3)　公益通報に係る相談に関すること。

(4)　第13条の規定による通報者等が公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けていないかどうかの確認に関すること。

(5)　公益通報対応体制の仕組み及び不利益な取扱いに関する質問に関すること。

３　職員等通報窓口に関与する職員等は，自ら当事者となっている案件に関する公益通報の対応に関与してはならない。この場合において，副町長自らが当事者となっている場合は教育長を，副町長及び教育長自らが当事者となっている場合は総務課長を職員等通報窓口とする。

(人事管理委員会への報告）

第６条　職員等通報窓口は，五霞町職員等公益通報書を受け付けたときは，五霞町人事管理委員会設置規則（令和6年五霞町規則第24号）に規定する五霞町人事管理委員会（以下「委員会」という。）に，当該報告書を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，職員等通報窓口は，町長その他幹部職員が関与するとされる公益通報を受け付けたときは，あらかじめ弁護士の意見を聴いた上で，委員会に五霞町職員等公益通報書を提出するものとする。

３　委員会は，次に掲げる事務を所掌する。

(1)　公益通報の受理又は不受理の決定

(2)　公益通報に係る調査及びその結果の町長への報告

（公益通報の受理等)

第７条　委員会は，前条第1項の規定による報告を受けたときは，公益通報の内容を審査し，次の各号のいずれにも該当しないときは，公益通報に該当すると認め，当該公益通報を受理するものとする。

　(1)　内容が著しく不分明な通報

(2)　内容が虚偽であることが明らかな通報

(3)　苦情その他公益通報に該当しないもの

２　委員会は，公益通報の受理又は不受理を決定したときは，五霞町職員等公益通報受理（不受理)通知書（様式第2号)により，遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし，通報者が通知を希望しない場合又は通報者への通知が困難な場合は，この限りでない。

（調査の実施)

第８条　委員会は，前条第1項の規定により公益通報を受理する旨の決定をしたときは，次の手段により，遅滞なく当該公益通報に係る通報対象事実の確認のための調査を行うものとする。

(1)　当該公益通報に係る事案に関係する職員等から事情を聴くこと。

(2)　当該公益通報に関係する書類等を閲覧し，又はその提出を求めること。

２　委員会は，前項の調査を委員会が指名する職員（次項において「調査員」という。)に行わせることができる。

３　調査員は，第1項の調査を行ったときは，五霞町職員等公益通報に係る調査員調査報告書（様式第3号)により，当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。この場合において，委員会が第1項の調査を行ったときも同様とする。

４　職員等は，第1項の調査に誠実に協力しなければならない。

５　委員会は，第1項の調査の結果，通報対象事実があると認めたときは，五霞町職員等公益通報調査結果報告書(様式第4号)により，速やかに町長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置)

第９条　町長は，前条第1項の調査の結果，通報対象事実があると認めたときは，速やかに通報対象事実の是正に係る措置を行うとともに，再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

２　町長は，五霞町職員等公益通報調査及び措置結果通知書（様式第5号)により，前条第3項の規定による報告書及び前項の措置の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし，通報者が通知を希望しない場合又は通報者への通知が困難な場合は，この限りでない。

（秘密の保持)

第１０条　公益通報への対応に関与した職員等は，公益通報への対応に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員等でなくなった後も，同様とする。

（運営状況の公表)

第１１条　町長は，前年度の公益通報の件数及び主な内容等について，毎年度公表しなければならない。

（不利益取扱いの禁止)

第１２条　通報者に関する情報は，非公開とし，公益通報の処理及び調査に当たっては，通報者の秘密を守るため，通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

２　町長は，通報者，第5条第2項第3号の相談をした者（次条において「相談者」という。)及び第8条第4項の調査に協力した者（次条において「協力者」という。)が公益通報をしたこと，相談をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として，不利益な取扱いをしてはならない。

（通報者への事後措置)

第１３条　職員等通報窓口は，公益通報を処理した後において，通報者，相談者及び協力者（次条及び第16条において「通報者等」という。)に対する公益通報に係る事由による不利益な取扱いの有無について，適宜調査又は確認を行うものとする。

（不利益取扱いに係る申出)

第１４条　通報者等は，公益通報に係る事由を理由として不利益な取扱いを受けたときは，職員等通報窓口に対しその是正を図るための措置の申出（次条第1項及び第16条第2項において「申出」という。)を行うことができる。

（不利益取扱いの申出に係る事実の調査)

第１５条　職員等通報窓口は，申出を受けたときは，速やかに委員会に報告するものとする。

２　委員会は，前項の規定による報告を受けたときは，速やかにその事実の調査を行うものとする。

３　第8条第1項から第4項までの規定は，前項の調査について準用する。

（不利益回復措置等)

第１６条　委員会は，前条第2項の調査の結果，通報者等に対する不利益な取扱いがあると認めたときは，速やかにその旨を町長に報告するものとする。

２　町長は，前項の規定による報告を受けた場合において，必要と認めるときは，速やかに申出を行った通報者等が受けた不利益を回復するために必要な措置及び当該不利益な取扱いを行った職員等に対する措置その他の適当な措置を講じなければならない。

（その他)

第１７条　この告示に定めるもののほか，公益通報に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，令和6年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　　月　　日

職員等公益通報窓口

　土信田　法男　様

通報者　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

五霞町職員等公益通報書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通報者種別  　※〇印を付けて  ください | | ・一般職の職員  ・特別職の職員  ・受託事業者又はその従業員（社名　　　　　　　　）  ・指定管理者の役員又は従業員（団体名　　　　　　）  ・派遣労働者（社名　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 希望する連絡方法  　※〇印を付けて  　ください | | ・電話（自宅・職場・携帯電話・その他（　　　　 ））  ・電子メール  ・ＦＡＸ（自宅・職場・その他（　　　　　　　　 ））  ・郵送（自宅・職場・その他（　　　　　　　　　 ））  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 連絡先 | |  | |
| 公益通報の内容 | ①通報対象者の　所属　　　　　　　　　　氏名 | | |
| ②通報対象事実　※〇印を付けてください。  ・生じている　・生じようとしている　・その他（　　　　　　 　 ）  いつ  どこで  何が  どのように  なぜ生じたのか  対象となる法令違反等 | | |
| ③通報対象事実を知った経緯 | | |
| ④その他の特記事項 | | |
| 証拠書類の有無  　※〇印を付けてください。 | | | あり（書面・その他（　　　　））・　なし |
| 受理（不受理）通知書及び  調査結果報告書  　※〇印を付けてください。 | | | 希望する　　・　　希望しない |

|  |  |
| --- | --- |
| 受付日 | 年　　　月　　　日 |

様式第2号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

五霞町人事管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　知久　清志

五霞町職員等公益通報受理（不受理）通知書

令和　　年　　月　　日付けであなたから受け付けた五霞町職員等公益通報書について，次のとおり決定したので，五霞町職員等の公益通報に関する要綱（令和6年五霞町告示第70号）第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

１　受 付 日

２　受付番号

３　公益通報の内容

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

４　結果

（１）公益通報として受理し，通報対象事実について調査を開始しました。

（２）次の理由により，不受理といたしました。

　　不受理の理由

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

様式第3号（第8条関係）

年　　月　　日

五霞町管理人事委員会

委員長　知久　清志　様

調査員　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名

五霞町職員等公益通報に係る調査員調査報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 付 日 | 年　　　月　　　日 | |
| 通 報 者 |  | |
| 公益通報  の内容 |  | |
|  | |
|  | |
| 調査期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 調査方法 | ・通報者からの情報収集  ・関係書類の閲覧  ・関係職員からの聴取  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 調査結果 | 事実の有無 | □通報対象事実あり　　　□通報対象事実なし |
| 調査結果の内容 | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
| 特記事項 |  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |

様式第4号（第8条関係）

年　　月　　日

五霞町長　知久　清志　様

五霞町人事管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　知久　清志

五霞町職員等公益通報調査結果報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 付 日 | 年　　　月　　　日 | |
| 通 報 者 |  | |
| 公益通報  の内容 |  | |
|  | |
|  | |
| 調査期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 調査方法 | ・通報者からの情報収集  ・関係書類の閲覧  ・関係職員からの聴取  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 調査結果 | 事実の有無 | □通報対象事実あり　　　□通報対象事実なし |
| 調査結果の内容 | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
| 特記事項 |  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |

様式第5号（第9条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

年　　月　　日

　様

五霞町長　知久　清志

五霞町職員等公益通報調査及び措置結果通知書

　令和　　年　　月　　日付けであなたから受け付けた五霞町職員等公益通報書に係る調査及び措置の結果について，五霞町職員等の公益通報に関する要綱（令和6年五霞町告示第70号）第9条第2項の規定により，下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受 付 日 | 年　　　月　　　日 | |
| 調査期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 調査結果 | 事実の有無 | □通報対象事実あり　　　□通報対象事実なし |
| 調査結果の内容 | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
| 通報対象事実に対してとった措置 |  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
| 特記事項 |  | |
|  | |
|  | |